

岐阜県森林整備事業実施要領

(平成 13 年 4 月 2 日森第 1 号農山村整備局長通知)
(平成 14 年 11 月 20 日森第 754 号農山村整備局長通知)
(平成 15 年 8 月 13 日森整第 319 号農山村整備局長通知)
(平成 16 年 3 月 12 日森整第 319 号の 2 農山村整備局長通知)
(平成 16 年 7 月 1 日森整第 242 号農山村整備局長通知)
(平成 17 年 6 月 22 日森整第 177 号農山村整備局長通知)
(平成 18 年 10 月 1 日森第 193 号林政部長通知)
(平成 19 年 10 月 1 日森第 494 号林政部長通知)
(平成 20 年 10 月 7 日森第 562 号林政部長通知)
(平成 21 年 7 月 22 日森第 405 号林政部長通知)
(平成 22 年 7 月 12 日森第 329 号林政部長通知)
(平成 23 年 6 月 1 日森第 270 号林政部長通知)
(平成 24 年 6 月 8 日森第 334 号林政部長通知)
(平成 24 年 12 月 13 日森第 738 号林政部長通知)
(平成 25 年 8 月 23 日森第 486 号林政部長通知)
(平成 26 年 5 月 30 日森第 268 号林政部長通知)
(平成 27 年 4 月 1 日森第 102 号林政部長通知)
(平成 28 年 6 月 16 日森第 298 号林政部長通知)
(平成 29 年 4 月 17 日森第 49 号林政部長通知)
平成 30 年 4 月 17 日森第 180 号林政部長通知
(令和元年 5 月 8 日森第 387 号林政部長通知)
(令和 2 年 4 月 20 日森第 95 号林政部長通知)
(令和 3 年 5 月 6 日森第 87 号林政部長通知)
(令和 3 年 6 月 3 日森第 199 号林政部長通知)
(令和 4 年 5 月 11 日森経第 124 号林政部長通知)
(令和 4 年 6 月 24 日森経第 311 号林政部長通知)
(令和 5 年 5 月 30 日森経第 327 号林政部長通知)
(令和 6 年 3 月 26 日森経第 906 号林政部長通知)
最終改正 (令和 6 年 5 月 27 日森経第 290 号林政部長通知)

第 1 目的

- 1 県は森林整備事業（清流の国ぎふ森林・環境基金条例（平成 23 年岐阜県条例第 51 号）に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金によるものを除く。以下「事業」という。）を行う者に対し補助金を交付し、森林の有する多面的機能の総合的高度発揮と山村地域社会の健全な発展に資するため、計画的効果的に森林を造成するものとし、その取り扱いは関係法令及び関係要綱・要領・通知等に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 1 に規定する関係要綱・要領・通知等については以下による。

- (1) 林業関係事業補助金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 11 日付け 47 林野政第 640 号）
 - (2) 森林環境保全整備事業関係
 - ア 森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知）
 - イ 森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知。以下「国要領」という。）及び関連する林野庁長官通知によるもの
 - ウ 森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「国運用」という。）及び関連する林野庁森林整備部整備課長通知によるもの
 - (3) 農山漁村地域整備交付金関係
 - ア 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）
 - イ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水産第 2724 号水産庁長官通知。）及び関連する林野庁森林整備部整備課長通知によるもの
 - (4) 県要綱等
 - ア 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知。以下「交付要綱」という。）
 - イ 岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について（平成 21 年 4 月 17 日付け森第 105 号林政部長通知。以下「県運用」という。）
 - ウ 岐阜県森林作業道実施基準（平成 23 年 6 月 2 日付け森第 289 号林政部長通知。以下「作業道実施基準」という。）
 - エ 岐阜県森林整備事業検査要領（平成 13 年 4 月 2 日付け森第 2 号農山村整備局長通知。以下「検査要領」という。）
 - オ この要領及び上記アからエに関連する林政部長通知及び林政部森林整備課長通知によるもの
- 3 事業のうち、森林作業道については、作業道実施基準の定めに従うものとし、同基準に定めのないものに限り、この要領によるものとする。

第2 事業予定書の作成

- 1 農林事務所長（以下「所長」という。）は、当該市町村内で翌年度に事業の実施を予定している、または事業を実施する者から補助金の取り扱いに関する事務の委任を受けて行うことを予定している者（以下「事業主体等」という。）の事業予定をとりまとめ、事業主体等に対して市町村森林整備計画及び関連法令等への適合状況を確認のうえ、森林経営課長（以下「課長」という。）の指定する様式及び期日等に従って事業予定書を作成・提出するとともに関係市町村長へ通知するものとする。

第3 予定補助金額の通知

- 1 課長は、事業予定書の内容を確認するとともに、森林整備環境保全整備事業計画、予算等の関連を検討のうえ、予定補助金額を配分し、所長に通知するものとする。
- 2 所長は、事業予定書及び前項の通知に基づき、予定補助金額を配分し、事業主体等に通知す

るとともに関係市町村長へ通知する。

第4 事業予定調書の作成

- 1 所長は事業予定書及び予定補助金額に基づいて事業主体等に対して、事業予定調書の作成について指導を行う。
- 2 事業主体等は、前項の指導に従って事業予定調書を作成し、別記様式第1号により所長に提出する。この場合において、事業内容に間伐、更新伐及び森林作業道整備を含む場合には、当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した図面を添付するものとする。事業内容に人工造林を含む場合には、年度別実施予定箇所及び施工面積（概数）並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容を別記様式第1号に記載し施工地の図面を添付するものとする。なお、事業予定書の提出時に同様の図面を添付している場合は、当該図面の添付は要しないものとする。
- 3 所長は前項の事業予定調書を取りまとめ、別記様式第2号により、速やかに課長へ提出するとともに関係市町村長へ通知する。

第5 事業予定調書の変更

- 1 事業主体等は、事業予定調書の事業量（面積及び延長）に変更が生じた場合は、速やかに別記様式第3号により所長に変更協議する。ただし、次に定める場合に限るものとする。
 - (1) 交付要綱別表第1の6 森林整備事業の事業ごとのそれぞれについて、事業量の2割を超える増減
 - (2) 森林整備の箇所の追加及び廃止
 - (3) 森林作業道の路線の追加及び廃止
- 2 所長は、前項の変更協議を受けた場合は、内容を確認のうえ、変更を承認する場合には、その旨事業主体等に通知し、変更事業予定調書を課長に提出するとともに関係市町村長へ通知する。

第6 予定補助金額の変更

- 1 課長は、事業に係る予算の執行状況を適宜把握のうえ、必要に応じて予定補助金額の変更を行うものとする。

第7 補助金の交付申請

- 1 事業主体は、補助金の交付申請、請求、補助金受領について森林組合長等に委任できるものとする。
- 2 事業完了後に補助金の交付申請を行う場合にあつては、事業主体等は交付要綱第4条の規定による申請書（別記様式第4号）に次の書類等を添付して所長が定める日までに補助金の交付申請を行うものとする。

なお、交付申請に際して、交付申請書には交付申請額の記入は要しない。

 - (1) 事業地明細表（別記様式第5号）
 - (2) 検査野帳（別記様式第6号、(16)に規定する岐阜県森林クラウドにより作成したデジタルデータを提出しない場合に限る。）及び県運用第1の2に規定する施行管理表。

- (3) 位置図（国運用別表 1 のイに規定する施業箇所位置図に準ずるもの。以下同じ。）
- (4) 施業図（国運用別表 1 のウに規定する施業図に準ずるもの。以下同じ。）及び箇所位置図（森林計画図等に事業実施区域及び具体的な施業内容を明示したもの。以下同じ。）（別記様式第 7 号、7 号－2）
- (5) 更新伐の場合は、事業報告書（別記様式 8 号）
- (6) 委任状及び精算依頼書（写）（別記様式第 9 号又は第 9 号－2）（代理申請の場合に限る。）
- (7) 全事業地について、事業実施前、事業実施後の写真
- (8) 委託契約書（写）（受託造林の場合に限る。）
- (9) 実行経費により補助金を査定する事業にあつては、実行経費を明らかにする書類
- (10) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（別記様式第 10 号）
- (11) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
- (12) 特定間伐等促進計画の実施計画、又は森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐（国運用第 4 の 6 により行うものを除く。）については、次の書類
 - ア 国運用第 16 の 2 の（4）の規定による場合は、森林経営計画の作成に関する同意書（別記様式第 11 号）
 - イ 国運用第 16 の 2 の（5）の規定による場合は、森林経営計画の作成に関する同意書（別記様式第 11 号－2）（農林事務所の確認を受けたものに限る。）
- (13) 農山漁村地域整備交付金による森林整備事業（花粉発生源植替え）によって行われる立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木による植栽について、農山漁村地域整備交付金実施要領第 2 の 1 の（2）の①に記載の別紙 6 の第 4 の 9 の（3）のイの規定による場合は、森林経営計画の作成に関する同意書（別記様式第 11 号）
- (14) 下刈り実施状況確認表（別記様式第 12－1 号）（令和 4 年度以降に植栽した箇所において 4 回目以降の下刈りを実施した場合に限る。）
- (15) 保育間伐の場合であつて適正な密度管理を目的として 12 齢級を超える場合にあつては、伐採しようとする不良木の平均胸高直径調査表（別記様式第 12－2 号）（不用木において行う場合を除く。）
- (16) 岐阜県森林クラウドにより作成したデジタルデータ（同システムに対応していない事業を除く。）及び調査野帳の写し
- (17) 森林経営計画又は特定間伐促進計画による人工造林（再造林に限る）、下刈り（1 齢級以内）又は雪起こし（1 齢級以内）の申請の場合、交付申請の実施箇所が、市町村森林整備計画において、木材生産林に区分される予定の森林であることを市町村長が証する書類（別記様式第 13 号）（木材生産林に区分された森林の場合を除く）
- (18) 再造林加速化促進事業による人工造林（再造林に限る）、下刈り（1 齢級以内）又は雪起こし（1 齢級以内）への嵩上げは、市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で、木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定のもの

うち、主伐・再造林推進ガイドラインに基づき主伐を実施するまでに協定締結等を行い、かつ、原則、市町村が5%以上の嵩上げを実施するものに行うものとし、(17)に規定する書類に加え次の①及び②の書類

- ①県が別に定める「主伐・再造林推進ガイドライン」に基づく協定書又は推進宣言書等の写し
- ②市町村による5%以上の嵩上げが実施されることがわかる書類（市町村が請負に出す場合を除く）

ただし、事業実施主体（補助を受ける事業体）の所在地が該当市町村外の場合など、5%以上嵩上げの対象とならない場合は、その理由がわかる書類（市町村補助金交付規則等）

- (19) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向チェックシート

なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

- (20) 環境負荷低減チェックシート

提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

- (21) その他部長が別に定める書類

- 3 事業実施前に交付申請を行う場合にあつては、交付要綱第4条の規定による申請書に次の書類を添付して交付申請を行うものとする。

なお、この場合の実績報告については、交付要綱第8条の規定による実績報告書に、前項に示した書類を添付するものとする。

- (1) 事業地明細表（別記様式第5号）

- (2) 位置図

- (3) 施業図及び箇所位置図（別記様式第7号、7号-2）

- (4) 更新伐にあつては、事業計画書（別記様式8号及び別記様式8号別紙）

- (5) 委任状及び精算依頼書（写）（別記様式第9号又は第9号-2）（代理申請の場合に限る。）

- (6) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向チェックシート

なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

- (7) 環境負荷低減チェックシート

提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

- (8) その他部長が別に定める書類

第8 実績報告

- 1 第7の2の場合にあつては、交付申請書の提出をもって実績報告とみなす。

- 2 第7の3の場合にあつては、交付要綱第8の規定による実績報告書に第7の2の（1）から

(14) に示す書類を添付して実績報告を行うものとする。

第9 補助事業の検査

- 1 所長は、別に定める岐阜県森林整備事業検査要領に基づいて、第7の2の場合にあつては補助金交付申請、第7の3の場合にあつては実績報告のあったものについて1施行地ごとに速やかに検査を行う。
- 2 所長は、補助金交付申請書（第7の2の場合）又は実績報告書（第7の3の場合）の提出前であっても、間伐については1申請に係る申請単位に含まれる施行地の全部が完了した場合、また、その他の施業については施工地内の施業が完了した場合であつて、かつ事前計画書に基づいて行う場合（第5により変更協議を行った施行地を除く）に限り、事業主体等から事業完了届（別記様式第14号）の提出をもって現地検査を行うことができるものとする。
なお、事業完了届には、第7の2の規定にある（1）から（4）、（7）及び（14）を事業内容に応じ添付すること。

第10 補助金の査定

所長は、検査に基づいて、補助金の査定を行う。

第11 標準単価

補助金の査定に適用する標準単価は、毎年度部長が別に定める。

第12 補助金の交付

- 1 所長は、補助金の交付に当たり次の条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業の施行地を該当補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（協定等により実施する特定機能回復事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変、その他やむを得ない事由の場合は補助金相当額返還の減免について知事に協議するものとする。
 - (2) 国要領第1の1の（1）に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取り消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（同要領第1の1の（4）のウの（ア）又は（イ）に掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が同要領第1の1の（4）のウの（ウ）に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、同要領第1の1の（4）のウの（ウ）に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
 - (3) 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うこと。
 - (4) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと所長が判断したときは、植栽

(花粉発生源植替えの場合、花粉症発生源対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽)により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると所長が認めた場合はこの限りではない。

- (5) (4)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (6) 「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
 - (7) 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助金により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
 - (8) 消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。
 - (9) 規則及び交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助金の交付決定は、申請者に補助金交付決定通知を別記様式第15号(事業実施前に交付決定をおこなう場合は別記様式15号-2)により通知する。
 - 3 前項の交付決定をもって補助金の実績報告に対する額の確定があったものとみなす(事業実施前に交付申請を行う場合を除く)。
 - 4 森林組合等受託造林で森林組合等自ら事業主体となり、第7の交付申請を行ったものにあつては、森林組合長等は2の補助金交付決定通知に基づき、1施行地(地番)ごとの補助金の額をその森林所有者に通知するものとする。
 - 5 所長は申請者の請求に基づいて補助金を交付する。
 - 6 事業主体からの委任を受けて代理申請を行った者は、補助金受領後遅滞なく当該森林所有者等及び事業主体にこれを支払い、速やかに補助金配付完了報告書を別記様式第16号により所長に提出する。
 - 7 所長は、補助金の交付を完了したときは、補助金交付完了報告書を別記様式第17号により課長に提出する。

第13 事業の進捗状況

- 1 事業主体等は、所長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。
- 2 所長は、課長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。

第14 維持管理の指導等

所長は、森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監

督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

付 則

この要領は平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 14 年 1 月 24 日から施行し、平成 13 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 14 年 9 月 1 日から施行し、平成 14 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 16 年 3 月 12 日から施行し、平成 16 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 16 年 7 月 1 日から施行し、平成 16 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 17 年 6 月 22 日から施行し、平成 17 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 18 年 10 月 1 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 20 年 10 月 7 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 21 年 7 月 22 日から施行し、平成 21 年度から適用する。

付 則

この要領は平成 22 年 7 月 12 日から施行し、平成 22 年度から適用する。

付 則

この要領は平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 24 年 6 月 8 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 24 年 12 月 13 日から施行し、平成 24 年 10 月 26 日以降に実施する事業から適用する。

付 則

この要領は平成 25 年 8 月 23 日から施行し、平成 25 年 7 月 31 日以降に実施

する事業から適用する。

付 則

この要領は平成26年5月30日から施行し、平成26年度事業から適用する。
なお、要領の名称変更に伴い、他の要領等において「岐阜県造林補助事業実施要領」となっているものについては、「岐阜県森林整備事業実施要領」に読み替えるものとする。

付 則

この要領は平成27年4月1日から施行し、平成27年度から適用する。

付 則

この要領は平成28年6月16日から施行し、平成28年度から適用する。

付 則

この要領は平成29年4月17日から施行し、平成29年度から適用する。

付 則

この要領は平成30年4月17日から施行し、平成30年度から適用する。

付 則

この要領は令和元年5月8日から施行し、令和元年度から適用する。

付 則

この要領は令和2年4月20日から施行し、令和2年度から適用する。

付 則

この要領は令和3年5月6日から施行し、令和3年度から適用する。

付 則

この要領は令和3年6月3日から施行し、令和3年度から適用する。

付 則

この要領は令和4年5月11日から施行し、令和4年度から適用する。

付 則

この要領は令和4年6月24日から施行し、令和4年度から適用する。

付 則

この要領は令和5年5月30日から施行し、令和5年度から適用する。

付 則

この要領は令和6年3月26日から施行し、令和6年3月13日以降に実施する事業から適用する。

付 則

この要領は令和6年5月27日から施行し、令和6年度から適用する。